

## (仮称) 白石地区まちづくり協議会設立準備委員会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、(仮称) 白石地区まちづくり協議会設立準備委員会  
(以下「準備委員会」という。)とする。

(目的)

第2条 準備委員会は、「助け合い、支え合いによる地域づくり」を推進するため、対象区域内の自治会、各種団体等の枠を超えた(仮称) 白石地区まちづくり協議会を設立することを目的とする。

(対象区域)

第3条 本会の活動の対象とする区域は、次の27自治会とする。(以下「白石地区」という。)

南町、田町、本町、中町、長町、亘理町、短ヶ町、新町、西益岡、中益岡、東益岡、清水小路、寿町、柳町、本郷第1、本郷第2、本郷第3、本郷第4、寿山、緑が丘、鷹巣、旭町、田中、上郡山第一、上郡山第二、郡山、小下倉

(事業)

第4条 準備委員会は、第2条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) (仮称) 白石地区まちづくり協議会の運営方法に関すること。
- (2) 白石地区内で活動する団体間の情報共有・相互理解の促進に関すること
- (3) 白石地区内における「助け合い、支え合いによる地域づくり」を推進するための企画立案に関すること
- (4) その他、準備委員会の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第5条 準備委員会の構成員は、別表のとおりとする。

2 新たな者を構成員とする場合は、会議での承認を必要とする。

(会議)

第6条 会議は、第5条に定める構成員により構成する。

2 会議は委員長が必要と認めるときに召集する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合、委員長は速やかに会議を招集しなければならない。

3 会議は、構成員の過半数の出席により成立する。

4 会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 次に記載する準備委員会の運営に関すること

ア 予算、事業計画の決定

イ 決算、事業報告の承認

ウ 役員の選出

エ 新たな構成員の承認

(2) (仮称) 白石地区まちづくり協議会の設立に関すること

(3) その他、準備委員会の活動を行う上で必要な事項

5 会議の議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は議長が決める。

6 会議で審議する事項について、必要に応じ有識者をおくことができる。

(議事録)

第7条 会議の議事については、議事の概要等を記載した議事録を作成する。

2 対象区域内の住民が前項の議事録の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(役員)

第8条 準備委員会に次の役員を置く

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 監事 1名

2 役員は、構成員の中から、会議の議決を経て選出する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 委員長は準備委員会を代表し、会務を総括し、会議の議長とする。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 監事は、準備委員会の会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は準備委員会の解散までとする。

(事務局)

第11条 準備委員会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

2 事務局は、白石市民活動支援センターに置く。

3 事務局員は委員長が指名し、会議で承認する。

4 事務局の職務は次のとおりとする。

(1) 準備委員会の運営に関すること

(2) 準備委員会の会計に関すること

(3) 構成員との連絡調整に関すること

(4) その他委員長が必要と認めること

(経費)

第12条 準備委員会の経費は、交付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第14条 準備委員会は、会の収入、支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 対象区域内の住民が前項の帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第15条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、会議において報告する。

(規約の改正)

第16条 この規約を改正するときは、会議において議決を得なければならない。

(解散)

第17条 準備委員会は、第2条に定める目的達成の日をもって解散する。

(雑則)

第18条 この規約に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年4月23日から施行する。

附 則 (令和6年9月 日改正)

- 1 第11条第2項中「白石市市民経済部まちづくり推進課」を「白石市民活動支援センター」に改める。
- 2 改正後の第11条第2項の規定は令和6年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

構成員	人数
白石市自治会連合会白石支部	2人
令和5年度に開催した次世代会議・視察研修会・フォーラムに参加した者	最大6人